

別紙

平成 12 年 7 月 3 日付課所 4-17 ほか 3 課共同「個人の青色申告の承認の取消しについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>標題のことについて、所得税法（以下「法」という。）第 150 条第 1 項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>(趣旨)</p> <p>個人の青色申告の承認の取消しは、法第 150 条第 1 項各号に掲げる事実及びその程度、<u>記帳状況、改善可能性等</u>を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行うこととし、この場合の取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 帳簿書類を提示しない場合における青色申告の承認の取消し (省略)</p> <p>2 税務署長の指示に従わない場合における青色申告の承認の取消し (省略)</p> <p>3 <u>隠ぺい又は仮装の場合等</u>における青色申告の承認の取消し (省略)</p>	<p>標題のことについて、所得税法（以下「法」という。）第 150 条第 1 項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>(趣旨)</p> <p>個人の青色申告の承認の取消しは、法第 150 条第 1 項各号に掲げる事実及びその程度、<u>記帳状況等</u>を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行うこととし、この場合の取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 帳簿書類を提示しない場合における青色申告の承認の取消し (同左)</p> <p>2 税務署長の指示に従わない場合における青色申告の承認の取消し (同左)</p> <p>3 <u>隠ぺい、仮装等の場合</u>における青色申告の承認の取消し (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>4 相当の事情がある場合の個別的な取扱い (省略)</p> <p>5 <u>電子帳簿保存法の要件に従っていない場合における青色申告の承認の取消し</u>  <u>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の要件に従っていない場合における青色申告の承認の取消しに当たっては、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの備付け又は保存の程度（電磁的記録に代わる書面等による備付け又は保存の有無とその程度を含む。）、今後の改善可能性等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしいと認められるかどうかを検討し、法第 150 条第 1 項の規定の適用を判断する。</u></p>	<p>4 相当の事情がある場合の個別的な取扱い (同左)</p> <p>5 <u>電子帳簿保存の承認の取消しと青色申告の承認の取消し</u>  <u>青色申告の承認の取消しに当たっては、電磁的記録に代わる紙等による備付け又は保存（電磁的記録による保存等の承認の取消しに伴う臨時的な出力を含む。）の有無とその程度、電磁的記録の今後の出力と保存の方法、真に青色申告書を提出するにふさわしくない</u>  <u>と認められるかどうか等</u>を検討した上、<u>法第 150 条第 1 項各号の規定の適用を判断する。</u></p>